

“じゃがりん号サポーター” 協賛広告 募集要領

1 広告の種類（仕様）

区分	車内広告	印刷物広告	バスシェルター&インターネットページ広告
枠サイズ	297mm×210mm（A4縦）	30mm×60mm	30mm×90mm 80×240（単位ピクセル）
掲載場所	車内運転席後方側面	広報折込の時刻表下部 ポケットサイズ時刻表	シェルター2箇所（駅・厚生病院前） 町HP内じゃがりん号ページ
刷り色数	多色刷り（カラー）	広報折込：一色刷り ポケット：多色刷り	多色刷り（カラー）
掲載枠数	16枠（1両につき8枠）	6枠	制限なし
掲載期間	毎月1日から月末までの1ヶ月単位。 最大3ヶ月間	発行日から次回発行までの間。ただし、1年未満で再発行する場合は、継続して掲載。	6ヶ月間 前期 5月1日～10月31日 後期 11月1日～4月30日
閲覧数の見込	1両あたり月1,500人 （23年度乗車実績平均）	広報折込：約7,200戸 ポケット：5,000部発行	バスシェルター利用：不明 じゃがりん号ページ：月500アクセス （23年度閲覧実績平均）
備考	2ヶ月以上掲載する場合は、広告内容を変更できます。	平成24年10月15日までに申し込み （11月中旬ダイヤ改正）	期限後も随時受け付け、次期までの間はインターネットページのみ広告表示（掲載料は変わりません）

2 申込みの可能な枠数と掲載料

（1）車内広告（掲載：1ヶ月単位 最大3ヶ月間）

申込枠：1両につき1枠まで（2両で計2枠の申込みが可能）

掲載料：下表のとおり

区分	1両掲載	2両掲載
1ヶ月	3,000円	5,000円
2ヶ月	5,000円	9,000円
3ヶ月	7,000円	12,000円

（2）印刷物広告（掲載：発行日から次回発行までの間）

申込枠：1枠のみ

掲載料：30,000円

（3）バスシェルター&インターネットページ広告（掲載：6ヶ月間）

申込枠：3枠まで

※ 2枠：60mm×90mm（160×240ピクセル） 3枠：90mm×90mm（240×240ピクセル）

掲載料：1枠1,000円（2枠2,000円、3枠3,000円）

3 申込み方法

（1）提出物

以下の2点を提出してください。

① 別記様式第1号「俱知安町まちなか循環バスじゃがりん号協賛広告掲載申込書」

② 広告の原稿

※ 広告の原稿は申込者が作成し、JPEG形式によるデータまたは手書きによる紙媒体で提出

※ 提出不要な原稿

・継続の申込みであってデザインの変更がない場合

・バスシェルター&インターネットページ広告のうち、1枠での申込みの場合（当方で指定する形式（事業所名、電話番号、最寄り停留所の3点表示）のため）

(2) 提出先

倶知安町役場企画振興課（メール可）

※ 広告の原稿の提出が不要な場合は、FAX での申込みも受け付けます。

(3) 提出期限

- ① 車内広告 掲載日の 10 日前（土日祝日の場合は、休み明けの平日）
- ② 印刷物広告 募集時に指定する日
- ③ バスシェルター&インターネットページ広告

掲載日の 10 日前（土日祝日の場合は、休み明けの平日）。

※ ただし、期限後も随時受け付け、次期までの間はインターネットページのみ広告表示します。（掲載料は変わりません）

4 掲載の決定または不決定の通知

提出期限後、速やかに広告の原稿を審査し、掲載の決定または不決定を通知します。

決定の場合、掲載する広告のデザインと、掲載料の納入通知書を同封します。

※ 車内広告と印刷物広告について、申込みが掲載枠を超えた場合、町内に本社・本店を置く事業者を優先した上で、抽選とします。

※ 広告の原稿については、内容により一部修正を求める場合があります。

5 掲載料の納入

掲載決定通知書に同封する納入通知書に基づき、速やかに（掲載日から 15 日以内）に役場出納室又は指定する金融機関で納入して下さい。

6 申込みにあたって

(1) 掲載の基本原則

以下、5 点を遵守して下さい。

- ① 広告の内容が公正で真実であること。
- ② 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- ③ 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- ④ 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- ⑤ 関係法規及び社会秩序を遵守したものであること。

(2) 掲載しない広告

以下に該当する場合は、掲載できません。

- ① 各種選挙に関するもの
- ② 政党、政治団体又は宗教に関するもの
- ③ 個人又は法人の名刺広告
- ④ 意見広告に関するもの
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に抵触する営業広告
- ⑥ 貸金業など、いわゆる「消費者金融」の広告
- ⑦ 商品先物取引又はこれに類するものに関する広告
- ⑧ 医療、医薬品、医療品等の広告で医療法、医師法、薬事法等の法律、医薬品適正広告基準などの法令に抵触する広告
- ⑨ 宅地建物取引業法及び建設業法により登録されていない業者の不動産物件に関する広告
- ⑩ 公序良俗に反するもの
- ⑪ その他、審査により、掲載することが不適当と認められたもの

7 その他留意事項

車内広告で 2 ヶ月以上掲載する方は、広告内容を変更することができます。変更にあたっては、掲載期間中の毎月 1 日の 10 日前までに変更後の広告原稿を企画振興課に提出して下さい。（改めて審査した上で、変更を決定）

倶知安町総務部企画振興課

TEL0136-56-8001 FAX0136-23-2044

E-mail kikaku@town.kutchan.lg.jp